

労働保険事務手続きのお知らせ

◆雇用保険手続きの際にマイナンバーの記載が必要となります！

※マイナンバーの記載が必要な手続きは下記のとおりです。

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 高年齢雇用継続給付支給申請書
- ④ 育児休業給付支給申請書
- ⑤ 介護休業給付支給申請

手続きを行う際には、マイナンバーの確認をさせていただきますので、忘れずにお問い合わせ致します。

◆雇用保険の手続き漏れはありませんか？

【一般労働者】

- ・一週間の所定労働時間が週20時間以上で雇用期間が31日以上の方
(※試用期間やアルバイトの期間も含みます。)

【季節労働者】

- ・一週間の所定労働時間が週30時間以上で雇用期間が4カ月以上の方